

景観マネジメント部門



景観法までの景観行政の系譜と今

The Historical Trend until Landscape Act and the Present Structural Situation and the Subject to be Resolved of Landscape Policy at Local Governments in Japan

要 約

景観問題に対する関心の高まりを受けて平成16年景観法が制定された。この背景には、地方における景観条例を代表とする様々な景観行政の展開がある。しかし、それらの全体的・構造的な内容・経緯・現場での評価等についての把握はまだ行われていない。そこで、都市計画中央審議会答申、景観条例条文、行政の現場へのアンケートを通じてそれらの構造把握を行った。

http://www.awaji.ac.jp/new_www1/lecture/hirata.htm

研 究 者

平田富士男, 岡村京子
HIRATA Fujio, OKAMURA Kyoko

■景観行政の系譜

国民の景観問題への関心の高まりを受けて、平成16年景観法が制定された。しかし、景観法は一朝一夕にできたものではない。この法律制定にいたるまでには、国および地方公共団体においてさまざまな景観行政の取り組みがあり、それらの蓄積がこの法律という形に結実した、と捉えるべきであろう。したがって、この画期的な景観法が今後有効に活用されていくためには、そして所期の機能を発揮していくようにするためには、これまでの景観行政の取り組みをきちんと振り返りながら、景観行政の来し方を客観的に整理し、そのうえでその行く末を見通すことが必要である。

■景観行政の今

また、景観法は国が基準を決めて地方にそれを遵守させるシステムをとらず、地方の主體的な取り組みに、法律的根拠を付与することを基本構成としたこれまでの都市計画に関する法律とは異なる体系をとっている。これは、これまで地方がそれぞれ独自に景観行政の取り組みとしてそれぞれの地方の状況に応じて各

種の景観条例を制定し、運用してきた経緯がある。それだけに、この法律がきちんと機能するようにするためには、「地方における景観行政の今」についても、体系的に把握しておかなければならない。

■景観行政の端緒

そこで、わが国における景観行政の系譜を総合的に把握するべく昭和30年代以降の法律、都市計画中央審議会答申、その他の事業制度等を網羅的に整理した。



写真-1 古都らしい景観を構成している緑を保全する古都保存法(鎌倉市)

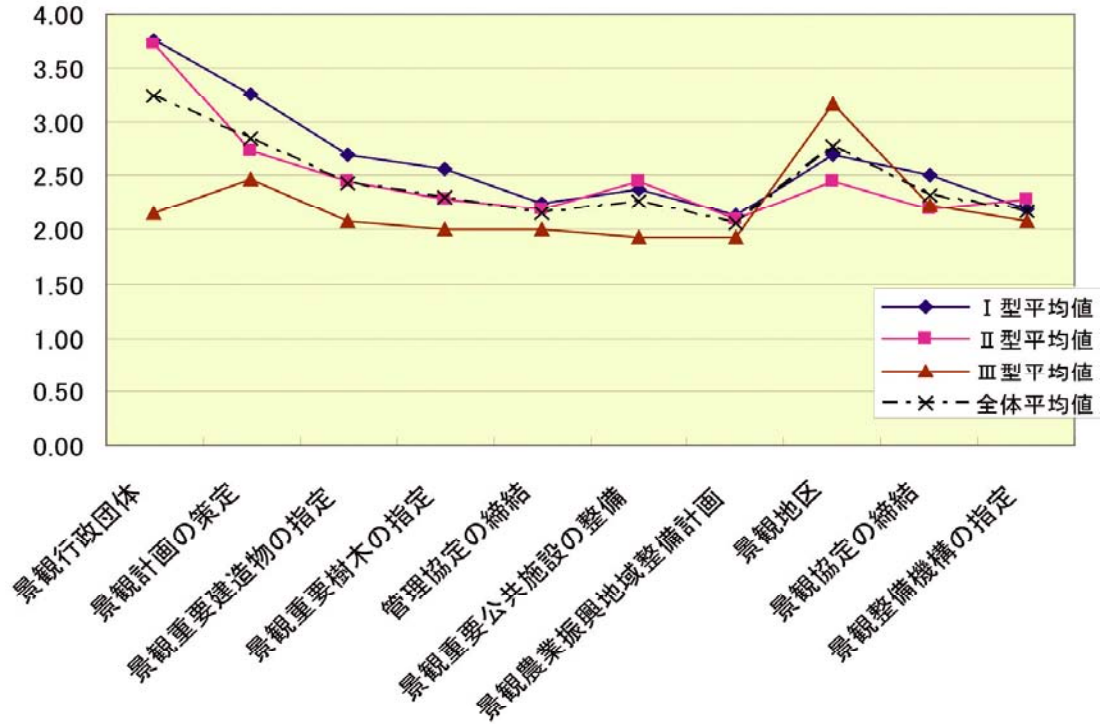


図-1 景観条例のタイプ毎にみた景観法施策の活用意向

その結果、わが国の近代景観行政の端緒は昭和41年公布の「古都保存法」に遡ることができるが、この段階では「景観」という用語はまだ用いられず「歴史的風土」という用語が用いられていた。その後、昭和47年に都市計画審議会の公園緑地部会が「風致・景観」行政の必要性を訴えたが、ここが国の行政として景観を最初に意識した時点と思われる。

■景観行政の現場の課題

その後、国・地方で様々な景観行政が実施されるようになってきた。特に景観条例は地域の特色によって様々な分化を遂げ、全国で500近くの条例が制定されていると言われるが、その内容から類型化すると概ね3つのタイプに分かれ、そのタイプ毎に景観法の活用意向が異なることがわかった。特に、下図で・型としたいいわゆる「先進的で多様な内容をもつ条例」を運用しているところでは、景観法の活用について「景観行政団体になる」以外は・型より低くなっている。現在の条例のこ

れまでの成果に一定の自負を持ち、景観法に対しては様子見の立場を取ろうとしている様子がうかがえる。

一成果発表場所一

- ・古澤達也，新田敬師，平田富士男，越澤明（2004）美しい国土づくりにおける古都保存行政の意義と役割，ランドスケープ研究68-2，117-121.
- ・平田富士男（2005）環境の時代の緑地保全と緑化推進 ―緑を「活かす」「誘導」施策の展開による民有地の緑の保全・創出の促進―，公園緑地66-3，23-28.
- ・岡村京子（2006）景観条例の運用状況と景観法の施行を踏まえた施策展開のあり方に関する研究 ―近畿圏における事例調査から―，平成17年度景観園芸演習要旨集，29-31.
- ・平田富士男（2006）景観法にいたる景観行政の系譜とその現状の体系および課題，変化する景観の評価に関する総合的研究報告書，45-52.